



2026年7月1日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニーホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号：4376 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
(TEL. 03-6264-2323)

訴訟（上告及び上告受理申立て）の提起に関するお知らせ

当社が2026年1月30日付「連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社くふう住まいコンサルティング（旧ハイアス・アンド・カンパニー株式会社。以下「KSC」といいます。）が、同社の元代表取締役らに対して損害賠償を請求する訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）について、2025年3月27日に東京地方裁判所より判決を言い渡されました。この第一審判決に対し、会社法第849条第1項の規定に基づき、本訴訟に参加していたKSCの株主であった参加人（以下、「参加人」といいます。）が、判決を不服として控訴していましたが、2026年1月29日に東京高等裁判所より控訴を棄却する旨の判決（以下、「本判決」といいます。）を言い渡されました。参加人により、本判決を不服とした上告及び上告受理の申立てがなされ、このたび、最高裁判所より本件の記録到着通知書（2026年6月22日付）が送付され、本件が最高裁判所に係属したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告及び上告受理の申立てに係る裁判所等
 - (1) 裁判所 最高裁判所
 - (2) 記録到着通知書の日付 2026年6月22日（記録到着通知書受取日：2026年6月29日）
2. 上告及び上告受理の申立てをした者の概要
 - (1) 上告人兼申立人 KSCの個人株主であった訴訟参加人
 - (2) 所在地 東京都
3. 上告及び上告受理申立ての趣旨
 - (1) 上告の趣旨 原判決を全部破棄し、さらに相当の裁判を求める。
 - (2) 上告受理申立ての趣旨 本件上告を受理し、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

4. 上告及び上告受理申立てに至った経緯

KSCは、過去の不適切な会計処理の事実関係に関して、同社の元代表取締役らに対して、取締役としての善管注意義務に違反しているものと判断し、東京地方裁判所に697百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟①」といいます。）を提起しておりました。

また、同社は、債務不存在確認訴訟に関する社内委員会及び第三者委員会の設置に係る費用等について、同社の元代表取締役らに対して、東京地方裁判所に76百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟②」といいます。）を提起しておりました。

東京地方裁判所は、元代表取締役らにKSCに対して、訴訟①に関しては356百万円及び遅延損害金、訴訟②に関しては39百万円及び遅延損害金を支払うよう言い渡しました。参加人は、この判決を一部不服として2025年4月16日に東京高等裁判所へ控訴し、被上告人らに対し連帯して訴訟①につき643百万円、訴訟②につき76百万円等の支払を求めましたが、2026年1月29日に控訴が棄却されました。参加人は、本判決を不服として上告及び上告受理の申立てに及んだものであります。なお、参加人による上告及び上告受理の申立てにより、KSCも上告人兼申立人となっております。

5. 今後の見通し

本件に関して、業績予想に与える影響も含めて、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上